

# 新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本県では、平成 28 年 3 月に「ほっと石川観光プラン 2016」を策定し、計画期間を 10 年間として観光施策を展開してきたところである。計画期間が終了し、令和 6 年能登半島地震や新幹線県内全線開業など本県を取り巻く環境は変化している。

本業務は、各種統計データや本県が実施している観光動態調査等、これまで蓄積されてきた既存データを活用し、現状分析を行うとともに、有識者へのヒアリングや WEB アンケート調査等の追加調査を実施することにより、本県の観光を取り巻く現状及び昨今の課題を把握するものである。

その上で、これらの分析結果を踏まえ、新たな観光プラン策定に向けた具体的な提言を行うことを目的とする。

## 2 委託業務の概要

- (1) 業務名称：新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務
- (2) 業務内容：別添「新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
- (4) 委託予定金額：4,500,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）  
提案額には、以下の経費を含めること
  - ・有識者への謝金 93,800 円（税込）以下  
（謝金の支払いは所得税 10.21%を控除した額を支払うこと）

## 3 スケジュール

項目	日程
実施要領等の公表	令和 8 年 7 月 10 日（金）
質問書提出期限	7 月 17 日（金）17 時まで
参加申込書提出期限	7 月 24 日（金）17 時まで
企画提案書提出期限	7 月 31 日（金）17 時まで
審査結果の通知	8 月中旬
委託契約の締結	8 月下旬

## 4 プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、本委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 111 条第 2 項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。
  - （ア）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員

またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)である者。

- (イ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- (ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。
- (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

## 5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年7月17日(金)17時まで

### (2) 提出方法

質問票【様式1】を電子メールにより提出を行うこと。

件名は「【質問票提出】新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務」とすること。  
なお、面接又は電話での質問には応じない。

【宛先】石川県文化観光スポーツ部観光戦略課  
[i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp)

### (3) 質問への回答方法

電子メール受信後、石川県観光戦略課から受信確認メールを送付し、追って回答メールを送付する。

なお、実施要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、質問者を公表しない形で、随時石川県のホームページ(公募情報の掲載ページ)にて公表する。

### (4) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問は受け付けない。

## 6 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年7月24日(金)17時まで

### (2) 提出書類

①参加申込書【様式2】

②会社概要【様式3】

### (3) 提出方法

電子メールにて提出(提出後に電話で受信確認をすること)

提出の際は、件名を「【参加申込書等提出】新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務」とすること。

### (4) 提出先

5(2)に同じ。

### (5) その他

参加申込書を提出した者が本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、本要領に

定める参加辞退届（様式4）を速やかに提出すること。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 提出期限

令和8年7月31日（金）17時まで

なお、提出後における提出書類の追加および変更は認めない。

また、提出された企画提案書は返却しない。

### (2) 提出書類

①企画提案書（様式は任意様式とし、以下の内容を盛り込むこと）

- ・提案概要や基本的な考え方
- ・仕様書記載事項に対する企画提案
- ・業務実施スケジュール及び実施運営体制
- ・過去に同種・類似業務等を実施したことがある場合は、その履行実績

②業務委託見積書（消費税及び地方消費税を加算した額を記載）

- ・宛先は「石川県知事 山野之義」とすること。
- ・一式計上ではなく、必要と思われる項目毎に積算内容を明記し、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記し、企画提案書内に綴じ込むこと。

※見積金額が前述2(4)の委託予定金額を上回っている場合は、審査の対象としない。

③その他企画提案を説明するために必要な書類

### (3) 提出方法

郵送または持参すること。ほか、電子データによる提出も行うこと。

なお、持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の9時～17時（12時～13時は除く）までの間に限る。

郵送による場合は、必ず書留郵便等を利用すること。

※別途、①～③のPDFデータについて、電子メールにより提出すること。件名は「【企画提案書提出】新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務」とすること。また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

### (4) 提出形式

表紙には「新たな観光プラン策定に向けた調査分析業務委託」と記載すること。

6部…会社名の記載があるもの1部（表紙に会社名、部署名、担当者名を表記）、  
会社名のほか、マークなど企業を類推させる記載のないもの5部

（A4横基本とし、A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと）

### (5) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県文化観光スポーツ部観光戦略課

[i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:i-kankou@pref.ishikawa.lg.jp)（TEL 076-225-1127）

### (6) 留意事項

- ・提出期限までに提出しないものは辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等は、これを書換え、差替えまたは撤回することはできない。
- ・提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- ・企画提案に関する経費は全額提出者負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。

## 8 審査方法等

### (1) 審査会

審査会は書面により実施し、プレゼンテーションは行わない。

### (2) 審査基準

下記の評価項目に従い提出書類の審査を行い、最も評価の高い提案者を受託候補者として選定する。

審査項目	審査基準
基本事項	・委託事業の趣旨、目的に沿った企画提案になっているか。
提案内容	【動態分析】 ・本県を訪れる観光客の変化やその要因などが明らかになることが期待できるか。
	【アンケート調査設計】 ・本業務の趣旨・目的に沿ったアンケート調査の企画設計が期待できるか。
	【施策の方向性提言】 ・新たな観光プランに盛り込む視点や課題などの提言が期待できるか。
実施体制	・業務履行に向けた適正な人員・業務の実施体制が確保されているか。 ・全体スケジュールを安定的に遂行できる体制となっているか。
業務実績	・本業務と類似した業務実績はあるか。また、過去の受託業務実績等に鑑み、同等の成果が期待できるか。
経費	・経費の内訳、範囲が明確で、提案内容に見合った適切な経費であるか。

### (3) 選考結果

選定結果については、本プロポーザル参加者全員に通知する。

審査結果に対して異議の申し立ては認めない。

## 9 契約の締結

石川県は、審査委員会が最も優れた提案を行ったとした参加者と、企画提案書等の内容をもとに、本件業務委託に必要な具体的な協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、契約を締結する。その際、委託契約額が企画提案時の見積額と同じになるとは限らない。

ただし、最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないときまたは必要な契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約条件の協議を行ったうえで契約を締結することができる。

## 10 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

## 11 その他

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、参加者は提出した企画提案書等を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書等は、審査以外を目的として参加者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として参加者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 募集及び契約は、県の都合により中止することがある。
- (6) 本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等は、石川県の指示に従うこと。
- (8) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする